

差し替え資料①

(総論第1章第2節)

○老人福祉法（抄）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

○介護保険法（抄）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

4 東御市第8期介護保険事業計画は、「第2次東御市総合計画」を上位計画として位置付けています。

また、「東御市地域福祉計画」に内包され、「東御市障がい者計画」、「東御市障がい福祉計画」及び「東御市健康づくり計画」等との調和・整合を図って策定します。

